

福祉用具貸与の例外給付についてのお願い

関市役所高齢福祉課

介護保険では、【表1】のとおり、介護度によって保険給付の対象外となる福祉用具があります。

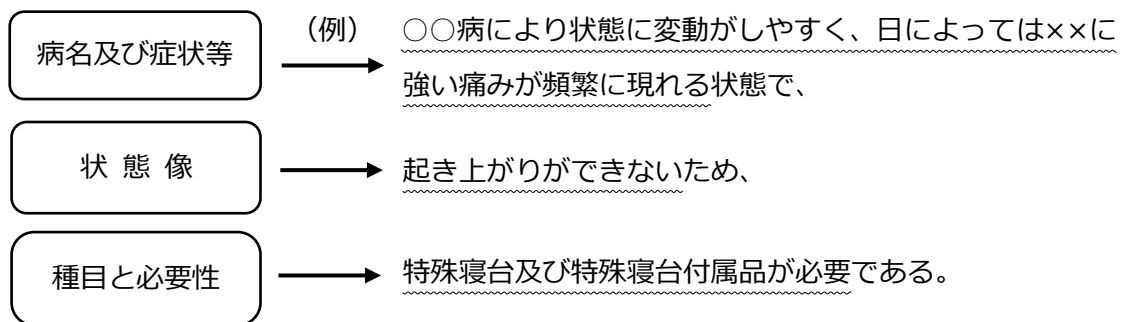
【表1】介護度と福祉用具貸与保険給付対象

福祉用具貸与対象種目 ※原則	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
車いす及び付属品	保険給付 対象外	保険給付 対象	保険給付 対象	保険給付 対象	保険給付 対象	保険給付 対象	保険給付 対象
特殊寝台及び付属品							
床ずれ防止用具及び体位変換器							
認知症老人徘徊感知機器							
移動用リフト（つり具の部分を除く）							
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）							

ただし、介護保険認定調査の結果から【表2】の状態像に該当する場合には、例外給付が認められます。調査結果からは【表2】の状態像に該当しないと判断された場合でも、医学的所見から【表3】に該当すると判断された場合には例外給付を受けることができるため、ケアマネジャー等から医学的所見について照会されることがあります。照会を受けた際には、以下の点をご確認いただき、ご協力をお願いいたします。

1. 主治医意見書・診断書・相談票等の内容について

※以下の3つの内容が記入されている必要があります。



2. 主治医意見書・診断書・相談票等の記載方法について

パソコンを使つての打ち込み等、直筆以外の方法でも構いませんが、記入日と主治医氏名を記載していただきますようお願いいたします（主治医氏名が直筆でない場合は押印をお願いいたします）。

【表2】対象外種目の使用が想定される状態像

対象外種目	状態像
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者
	①日常的に歩行が困難な者
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者
	①日常的に起き上がりが困難な者
	②日常的に寝返りが困難な者
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者
	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者
	②移動において全介助を必要としない者
移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者
	①日常的に立ち上がりが困難な者
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者
自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するものを除く）	次のいずれにも該当する者
	①排便が全介助を必要とする者
	②移乗が全介助を必要とする者

【表3】 福祉用具貸与の例外的要件

i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表2の状態像に該当する者 例：パーキンソン病治療薬によるON・OFF現象
ii)	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表2の状態像に至ることが確実に認められる者 例：がん末期の急速な状態悪化
iii)	疾病その他の原因により、身体へ重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表2の状態像に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避